

講演会

中央公民館再整備プロジェクト キックオフ企画
『中央公民館が新しくなる!? みんなでいいもの作りませんか!』

内容

これまで地域に親しまれてきた中央公民館も建設から40年以上が過ぎ老朽化が進んでいます。町では、そんな中央公民館を『新たな交流と賑わいの拠点』として生まれ変えるための検討を進めています。でも、そもそも「公民館ってなんだろう？」 その疑問をみんなで学んでみませんか!?

講師 **南 信乃介 氏** (那覇市繁多川公民館館長/特定非営利活動法人1万人井戸端会議代表理事)

日時 令和4年9月28日(水) 開演 19時00分(開場 18時30分)

会場 西原町町民交流センター さわふじ未来ホール **入場無料**

主催 西原町・西原町教育委員会(企画財政課 ☎945-4533)



詳しくはコチラ▲

65歳以上の方へ 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種のお知らせ

65歳以上の方で、これまでに高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を受けたことがない方は、ご自身で接種を希望し指定医療機関で接種した場合、費用の一部を町が負担します。

対象者の方には6月に個別通知 または ご案内を送付しています。

※予防接種には、西原町が発行した予診票が必要です。

●新型コロナウイルスワクチン予防接種を受けている (もしくは希望している) 方は、**新型コロナウイルスワクチン予防接種を接種後、2週間以上あけてから**高齢者肺炎球菌予防接種を受けてください。

■対象者(下記に該当し、今までに肺炎球菌ワクチンの接種(自費含む)を受けたことのない方が対象です)

- ①65歳になる方 (昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれの方)
- ②70歳以上になる方 (昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- ③60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、呼吸器の機能に、日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活活動がほとんど不可能な程度の障害がある方(身体障害者手帳1級程度の方。)

■自己負担額 4,000円(生活保護受給中の方は自己負担額免除のため被保護証明書を提示してください。)

■実施医療機関: 町指定医療機関 (下記へのお問い合わせやホームページで確認できます。)

※西原町発行の**予診票**が必要です(高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種)

お持ちでない方は健康保険課までお問い合わせください。

■接種期限: 令和5年3月31日まで

接種は義務ではありませんが、対象者が接種を希望し指定医療機関で接種した場合、費用の一部を町が負担します。肺炎の原因には肺炎球菌以外の病原体によるものもあり、肺炎球菌ワクチンが、すべての肺炎に効果があるわけではないことをご理解ください。

高齢者肺炎球菌ワクチン 予防接種



【お問い合わせ】健康保険課 ☎098-911-9163

相続 遺言 お悩みではありませんか?



～専門家が解決方法をご提案します～

相続・遺言のことなら何でもご相談下さい。

相続・遺言の相談は無料です!



司法書士法人 **きゃん事務所**

代表司法書士 喜屋 武 力
司法書士 親泊 千佳
司法書士 幸良 和也

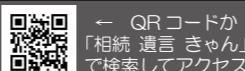
与那原町字東浜23番地2 (ローソン与那原東浜店となり)

TEL 882-8177 (要予約)

営業時間 平日 AM 9:00～PM 5:30

相続・遺言に関することならこちら→
<http://souzokuigon-okinawa.com/>

「相続・遺言おきなわ.com」



← QRコードが「相続 遺言 きゃん」で検索してアクセス

75歳以上の方へ 後期高齢者医療保険

新しい保険証(桃色)を郵送します!!

後期高齢者医療の被保険者で一定以上の所得のある方は、

医療費の窓口負担割合が変わります!

令和4年10月1日から、後期高齢者医療の被保険者*1で一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

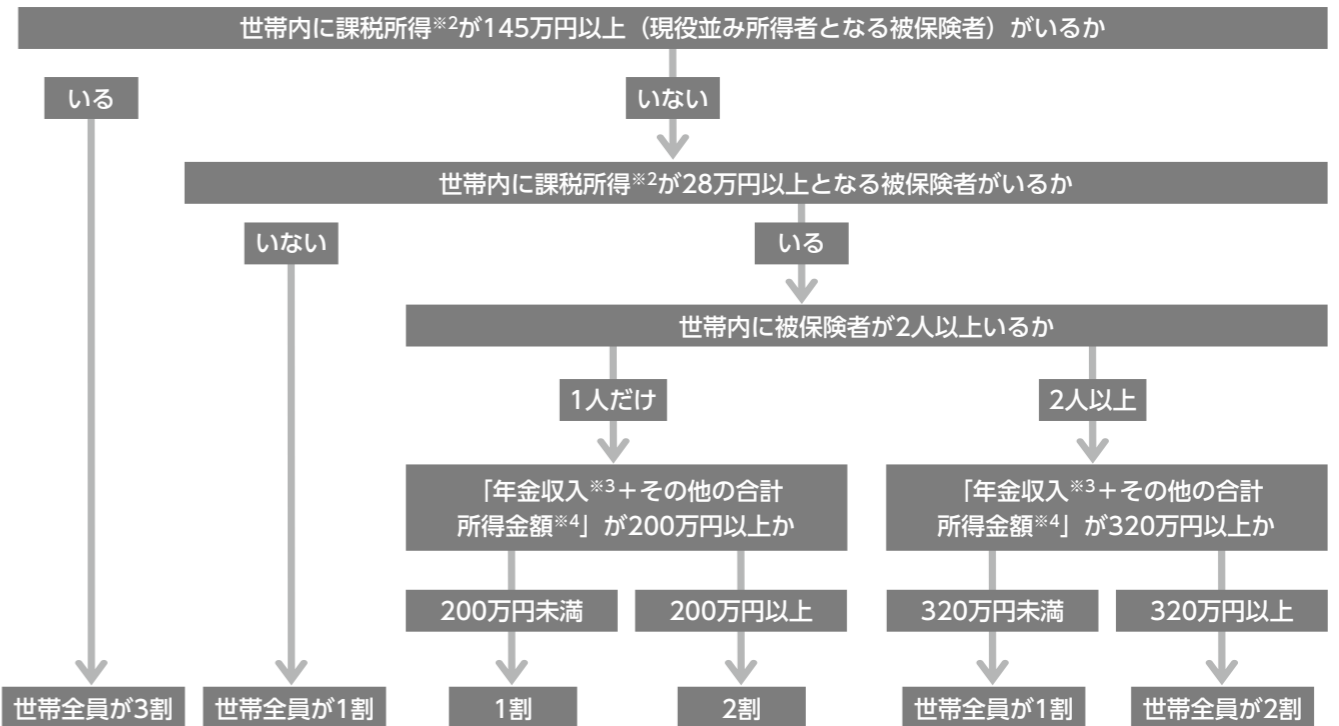
窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の課税所得*2や年金収入*3をもとに、世帯単位で判定します。

判定後、全ての被保険者へ新しい保険証(桃色)を9月末までに郵送します。(有効期限 令和4年10月1日～令和5年7月31日)

※限度額証(薄むらさき色)の切り替えはありません。現在お持ちの限度額証をそのままお使いください。

令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	自己負担割合	区分	自己負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

「2割負担」となる方への負担軽減(配慮措置)について
令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、自己負担割合が「2割」となる方に対し、急激な自己負担額の増加を抑えるため、**外来医療の負担増加額の上限が1か月あたり最大3,000円まで**となります(入院の医療費は対象外)。上限額を超えて支払った金額は高額療養費として、あらかじめ登録されている金融機関口座に後日支給します(払い戻します)。



- ※1 「後期高齢者医療の被保険者」とは、75歳以上の方および65～74歳で一定の障害状態にあると広域連合から認定を受けた方。
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金控除、所得控除(基礎年金者社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

医療費の窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

「沖縄県後期高齢者医療広域連合」 ☎098-963-8011 「西原町役場 健康保険課」 ☎098-911-9163
今回の制度改正見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター ☎0120-002-719